

特定非営利活動法人エコ・リンクやまがた 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人 エコ・リンクやまがた」という。

(事務所の位置)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・行政・企業がパートナーシップにより、主に山形県内において自然環境再生・創造及びアメニティ創出に向け、連携し協働しながら、地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業を行い、よって地域総参加型の自立した地域システムの構築に寄与することを目的とする。また、この法人が「市民セクター」として自立、成長することにより、行政や企業では担えない社会的ニーズに対応出来る継続的、発展的な公益団体となることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動事業を行う。

- (1) 地域環境の改善保持、地域遺産・自然の保護再生を目的とした地域環境改善事業
- (2) 地域環境改善事業の企画立案、調査研究、設計施工、管理運営に関する受託事業
- (3) 次世代の子供たちを育てるための実践的な環境教育推進事業
- (4) 全国各地・諸外国の先駆的活動地区への視察研修事業
- (5) インターネット、情報紙、研修会等を通しての広報啓発事業
- (6) 他公益団体や企業、行政に対しての助言、指導協力事業
- (7) 全国各地の地域活動団体とのネットワーク構築事業
- (8) 災害時ボランティア活動事業
- (9) 生活向上の機会を著しく奪われている人々の問題解決への協力事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員…この法人の目的に賛同し、活動を積極的に担う意思を持ち入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員…この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
2. この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとするもの(以下「入会申込者」という)は、別に定める入会申込書に記入し、理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、入会申込者が、第3条に定める目的に賛同するときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対してその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人においては死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体にあつては解散又は破産したとき
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、本人の申出により、任意に退会することができる。ただし再入会を拒まない。

(除名)

第11条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又は第3条に定める目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、前項の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上11人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
2. 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会の議決により、それぞれ正会員のうちから選任する。

2. 理事長は理事の互選とする。
3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 理事長以外の理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産の管理に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その旨を総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 理事、監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
4. 理事長代行の任期は、次の理事長が選任されたときまでとする。
5. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第19条 役員は、報酬は、理事会において定める。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を、理事会の議決により、弁償することができる。

(事務局)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 理事、監事の選任及び解任
- (4) 会費の額及び会員に関する規定等
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 解散した場合(合併又は破産による解散を除く)の残余財産の帰属
- (8) 合併
- (9) 前各号に掲げるもののほか、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、理事長に招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から総会に付議すべき事項を示して理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2. 前条第2項第1号ないし第3号の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求の日から20日以内に総会を招集しないときは、請求したものの代表者は、総会を招集することができる。
3. 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的及び付議する事項を示し、開会日の10日前までに招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

- 第28条** 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
2. 総会において、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
 4. 付議する事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

- 第29条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
 4. 第 2 項の規定により表決権を行使する正会員は、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 51 条、第 52 条第 2 項、第 54 条の規定に適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条** 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業年度終了後の総会が開催されるまでの期間の暫定事業計画及び活動予算の決定
 - (4) 事業計画及び活動予算の軽微な又は緊急を要する変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事 2 名以上から理事会に付議すべき事項を示して理事長に招集の請求があつたとき

- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から請求があったとき
- (4) 第 15 条第 2 項により、招集があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び付議する事項を示し、少なくとも開催日の 5 日前までに招集通知を書面又は電子メールで発信しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

2. 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
3. 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決権を行使する理事は、第 36 条の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(委員会の設置及び構成)

第39条 理事会は、企画運営機関として委員会を設けることができる。

2. 委員及び委員会に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公開)

第40条 理事会は、個人のプライバシー等に関するものを除き、正会員に対して公開とする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 特定非営利活動事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、管理方法について理事会の議決により、理事長が管理する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第46条 この法人の事業計画及び活動予算に関する書類は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事会が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

(会計に関する事項の委任)

第50条 会計に関する規定は、理事会の議決により定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第51条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により解散しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(規則・規定)

第56条 この定款において別に定めることとされている事項及びこの法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

(定款変更履歴)

平成 19 年 8 月 30 日

法人名称変更 (変更前) 環境協働組織グラウンドワーク庄内
(変更後) グラウンドワーカーズ

平成 31 年 1 月 22 日

法人名称変更 (変更前) グラウンドワーカーズ
(変更後) エコ・リンクやまがた

主たる営業所所在地の変更

(変更前) 鶴岡市
(変更後) 山形市